

令和7年11月10日
総務部区政情報課

督促処分に係る審査請求に関する諮問

1 趣旨

普通地方公共団体の長は、地方自治法の規定により、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

また、同法の規定により、当該督促処分を受けた者から同処分について審査請求がなされた場合は、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

このたび、生活保護費の返還に係る督促処分に対する審査請求があり、当該請求を棄却する裁決をしたいので、諮問する。

【地方自治法抜粋】

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(2項～6項 省略)

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

2 諮問の内容

(1) 審査請求人 区内在住者

(2) 審査請求年月日

(3) 審査請求の趣旨

処分庁である世田谷区長（以下「処分庁」という。）が令和■年■月■日付けで審査請求人に対してした生活保護費の返還に係る督促処分（以下「本件督促処分」という。）の取消し又は自立更生免除の再考を求める。

(4) 審査請求の理由（主旨）

審査請求人は、金員の取得に伴い、生活物品を購入したが、一部を除き自立更生免除とならず、処分庁は生活保護費の返還決定処分（以下「原処分」という。）をした。原処分を前提とする本件督促処分に対して、審査請求をするものである。

(5) 裁決に関する審理員意見（主旨）

- ① 本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。
- ② 処分庁は、原処分により生じた収入について、納入の通知をした上で、納期限までに審査請求人からの納付がなかったことから、本件督促処分を行っているものであり、手続き面を含め、本件督促処分を取り消すべき違法又は不当な点は見られない。
- ③ 原処分について処分の理由となる事実がなく無効である場合や、原処分が取り消された場合には、審査請求人が納付すべき金員が存在しないため、督促すべき債権はないことになり、本件督促処分は違法となり得る。しかし、本件において、原処分が無効であったことや取り消されたことを示す証拠は認められない。

また、原処分を争うための手続きの機会が法令上存在しない場合等には、原処分の違法不当を理由とすることも許容され得るものである。しかし、本件では審査請求人に対する原処分の通知書において、東京都知事に対する審査請求や取消訴訟の提起など原処分に対する不服申立てができることが教示されており（なお、審査請求人によれば、原処分について東京都に対する審査請求をしている。）、原処分の違法又は不当を本件督促処分取消しの理由とする必要性は認められない。

3 審査庁（世田谷区長）の見解

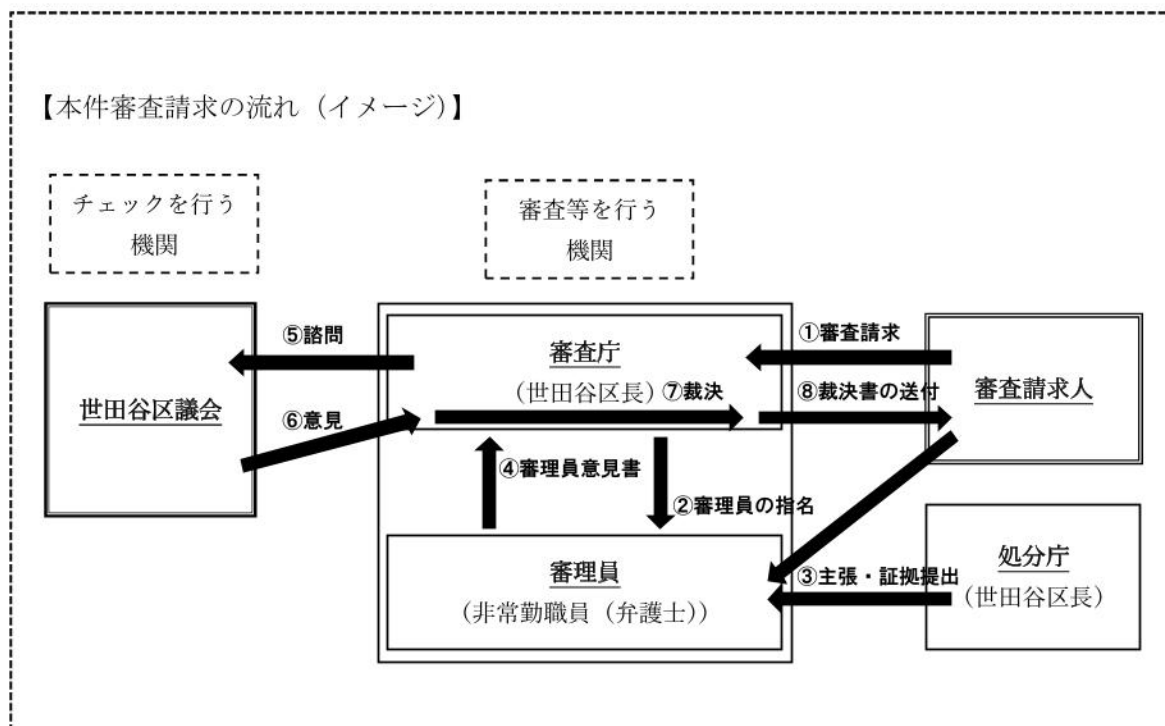
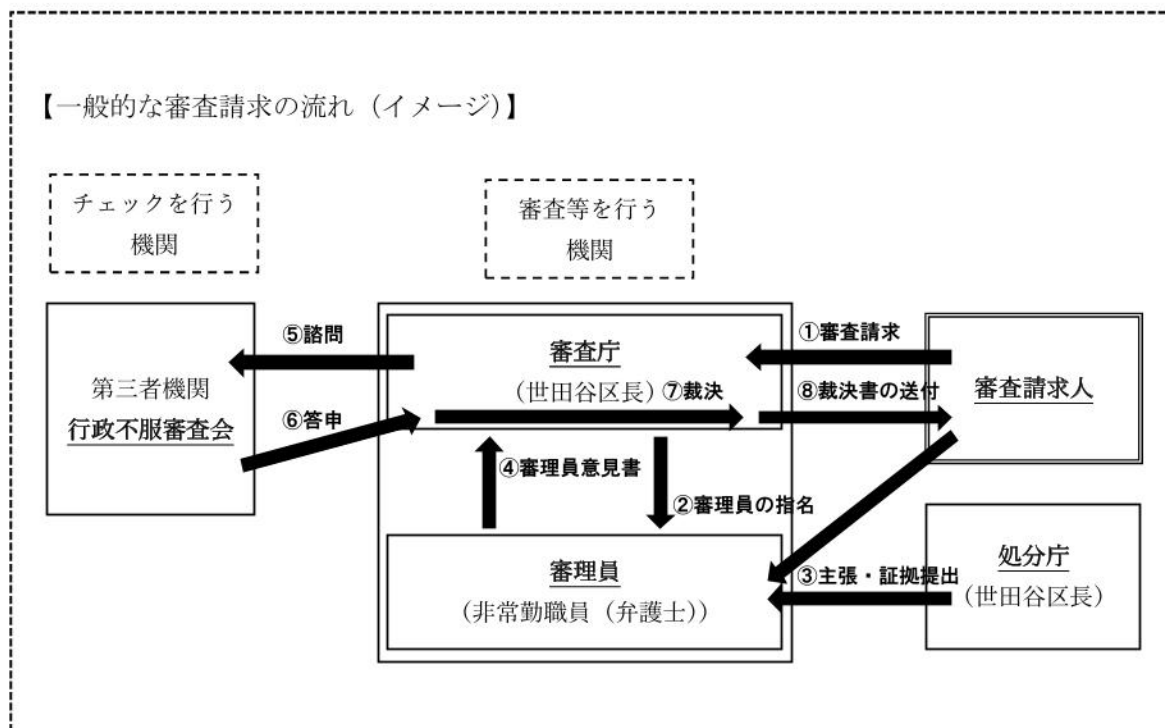
上記のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

4 参考事項

(1) これまでの経過

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

(2) 審査請求の流れ



5 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月 第4回区議会定例会にて諮問

12月 審査庁（世田谷区長）による裁決